

座間市道路台帳システム導入業務委託

特記仕様書

令和6年3月

座間市 都市部 道路課

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、座間市（以下「発注者」という。）が委託する、座間市道路台帳システム導入業務委託（以下「本業務」という。）について、受注者（以下「受注者」という。）が遵守しなければならない作業の仕様を定めるものとする。

第2条（目的）

本業務は職員が日常業務で利用する「道路GIS」、道路情報入手のために来庁している市民・事業者等が時間・場所等を問わず、手軽に道路情報を入手できる「公開型GIS」、職員の窓口対応の効率化・負担軽減を図る「窓口システム」を構築することにより利便性の向上に資することを目的とするものとする。

第3条（準拠法令等）

本仕様書によるほか以下の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）
- (2) 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- (3) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）
- (4) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (5) 測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）
- (6) 測量法施行令（昭和24年政令第322号）
- (7) 都市計画法（昭和43年法律100号）
- (8) 統合型GIS推進指針（総務省平成14年）
- (9) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- (10) 地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月国土地理院）
- (11) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014（平成26年4月国土地理院）
- (12) 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル（JPGIS 2014版）（国土地理院）
- (13) 日本版メタデータプロファイル（JMP2.0仕様書）（国土地理院）
- (14) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (15) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (16) 座間市公共測量作業規程（平成22年6月28日 国国地第317号）
- (17) 作業規定の準則（平成20年3月31日 国土地理院）
- (18) 座間市関係法規、その他関係法令及び諸規則

第4条（業務指示及び監督）

受注者は、本業務の実施にあたり当該契約に基づく発注者の指定する監督職員と密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

第5条（疑義）

本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、その取扱いを決定するものとし、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

第6条（提出書類）

受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 委託業務工程表
- (3) 業務実施計画書
- (4) 委託業務現場主任者等届 ※技術者経歴書、資格証の写しを添付すること。
- (5) 情報管理及び品質管理に係る取得認証の写し
- (6) その他、発注者が必要と認める書類

第7条（関係官公署への手続き等）

本業務の実施に先立ち、業務実施に必要となる関係官公署等への諸手続きは、発注者の指示に基づき受注者において速やかに行うものとする。また、関係者及び関係官公署等との折衝を要する場合、または折衝を受ける場合は、発注者の指示に従い対応するものとする。

第8条（秘密の保持）

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容、個人情報及びその他一切の事項を、いかなる場合でも第三者に漏らしてはならない、および受注者は、発注者が求める守秘義務の遵守に万全を尽くすよう、従事者の教育及び指導を徹底しなければならない。また、守秘義務の遵守は、契約期間内内はもとより期間満了後においても徹底すること。

第9条（配置予定技術者）

本業務を担当する配置予定技術者は、道路 GIS、公開型 GIS 及び窓口システムを導入・運用に必要な高度な技術と十分な実務経験を有した以下の資格及び実績を有した技術者とするものとする。

- (1) 主任技術者
 - ① 測量士
 - ② 令和元年度以降に地方自治体において道路 GIS に係る構築業務の完了実績を有すること。
- (2) 照査技術者
 - ① 測量士
 - ② 技術士（総合技術監理部門（建設一道路））、技術士（建設部門：道路）又は RCCM（道路）
 - ③ 令和元年度以降に地方自治体において道路 GIS に係る構築業務の完了実績を有すること。

第10条（工程管理）

受注者は、業務実施計画書に基づき、適切な工程管理を行うとともに、作業の進捗状況を随時発注者に報告するものとする。また、受注者は、発注者との業務上の打合せ事項について打合せ

記録簿を作成し、発注者に提出するとともに、その内容について確認を受けるものとする。

第11条（業務数量の変更等）

本業務完了後、または業務途中で仕様内容の著しい変更が生じた場合、もしくは作業数量に著しい増減が生じた場合は、発注者受注者協議の上本契約を変更できるものとする。ただし、軽微な増減は変更を行わないものとし、その算出方法については発注者の設計変更図書に基づくものとする。

第12条（完了検査）

受注者は、本業務の工程毎に検査を実施し、業務完了後は発注者の検査を受けるものとし、発注者から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の合格を以って完了とする。この場合において再提出に要する費用は受注者の負担とする。また、受注者は、本業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書、その他必要書類を提出するものとする。

第13条（成果品の帰属）

成果品については、以下に示す場合を除きすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、貸与、流用及び廃棄してはならない。また、受注者が成果品に関する著作権等を有する場合においても、発注者及び発注者指定の物に対してこれを行使しないものとする。

- (1) 本サービスのプログラムに結合され又は組み込まれたもので、受注者が従前から有していたプログラム、および受注者が本業務の実施中または新たに作成したプログラムの著作権は、受注者に帰属するものとする。
- (2) 第三者のソフトウェアおよびデータの著作権は、当該第三者に帰属するものとする。

第14条（成果品の品質等）

受注者は、本業務において受注者の過失、疎漏による不良箇所が発見された場合は、直ちに訂正し、また、納品後といえども仕様書及び関係規程等に反した作業が行われたと認められた場合、受注者の故意もしくは過失により不適格な成果品が発見されたときには、再度作業を行い訂正するものとし、これにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

第15条（損害賠償）

受注者は、本業務遂行中は安全に留意し、交通の妨害または公衆に迷惑の生じないよう配慮するものとする。本業務遂行中に受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、発生原因、経過、被害等の状況を発注者に速やかに報告し、受注者の責任において処理解決するものとし、これにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

第16条（セキュリティポリシーの遵守）

受注者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報

の漏えいが起きないように記載事項に基づき、適切な処置を施すなど細心の注意を払うものとし、セキュリティ管理システムが十分に確立しなければならない。

また、適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行うため、関係法令、規則等を遵守するほか、以下に示す認証を取得していること。

No.	認証	内容・必要性
1	JIS Q 9001 (品質マネジメントシステム)	本認証は、適切な品質管理が実施できる事業者であることを認証しており、多方面で利活用が想定され厳格な品質確保が求められる本業務に適した事業者であると確認できる。
2	JIS Q 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)	本認証により、個人情報を含め多岐にわたる資料の取り扱いや作業プロセスにおいて適切なセキュリティレベルを設定し運用しうる事業者であると確認できる。
3	JIS Q 15001 (プライバシーマーク：個人情報セキュリティ)	本業務では、個人情報に該当する情報の貸与や個人情報に係る情報の現地調査の実施等が予想され、本認証を取得していれば、これらの個人情報について適切な保護措置が整備された事業者であると確認できる。
4	JIS Q 14001 (環境マネジメントシステム)	本認証により、業務全般を通して周辺環境への配慮や悪影響を及ぼさない体制・仕組みが適切に構築された事業者であると確認できる。
5	JIS Q 55001 (アセットマネジメントシステム)	本認証により、本業務の主軸である道路および道路施設の維持に係る中長期的な維持管理の体制・仕組みを適切に構築し有している事業者であると確認できる。
6	LGWAN-ASP 登録資格 (地方公共団体情報システム機構)	LGWAN-ASP 方式を採用する場合、地方公共団体が使用する LGWAN-ASP の体制下で起動できるシステムであることを要するため。

第2章 業務概要

第17条 (業務概要)

本業務は「道路 GIS」、「公開型 GIS」および「窓口システム」を本仕様書に示す内容に基づき、システムを構築し、必要なデータ搭載等を行うものとする。

なお、本業務の業務内容は以下の通りとする。

業務概要

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集
- (3) 新規データ作成
- (4) 既存システムデータ精査・変換・その他搭載データ変換
- (5) 道路台帳調書データ作成
- (6) システム構築
- (7) マニュアル作成、操作研修
- (8) 打合せ協議
- (9) その他

第18条（空間参照系等）

本業務におけるデータの空間参照系等は、以下の定義に従うものとする。

- (1) 準拠する測地系は、世界測地系とする。
- (2) 水平位置の座標系は、平面直角座標第9系とする。
- (3) 垂直位置の標高は、東京湾平均海面を基準とする。

第19条（計画準備）

受注者は、本業務の実施に先立ち、手法・手順及び工程等を検討し作業計画を立案するものとする。また、本業務遂行において適切な作業班の編制及び機材等の準備を行い、作業環境を構築するものとする。

第20条（貸与資料）

本業務に必要な資料は、以下に示すものとし、発注者は受注者に貸与するものとする。

受注者は、その資料の重要性を認識と良識ある判断に基づき、資料の破損、紛失、盗難等の事故のないよう原則 LGWAN データ交換サービスを利用するものとする。本業務完了後は速やかに返納又は廃棄するものとする。

なお、以下の貸与資料のうちデータにて作成されているものについては、データにて貸与を行うものとする。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 地番図データ（最新時点） | 1式 |
| (2) 航空写真データ（令和6年1月1日時点） | 1式 |
| (3) 都市計画図データ（最新時点） | 1式 |
| (4) 道路台帳 | 1式 |
| (5) 境界確定図 | 1式 |
| (6) 路線網図 | 1式 |
| (7) 基準点網図 | 1式 |
| (8) 境界点網図 | 1式 |
| (9) 旧路線網図 | 1式 |
| (10) 通報箇所図 | 1式 |
| (11) 道路施設図 | 1式 |
| (12) 各資料におけるデータ定義書 | 1式 |
| (13) その他発注者が必要と認めるもの | |

第21条（打合せ協議）

打合せ協議については、以下のとおり実施するものとする。

- (1) 本業務の履行にあたっては、実施計画書で定める工程毎に打合せを実施するものとする。
- (2) 打合せ協議後、速やかに記録簿を作成し発注者に提出し発注者の承認を得るものとする。

第22条（履行期間及び納入場所）

履行期間及び納入場所は以下のとおりとするものとする。

- (1) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- (2) 納入場所 座間市都市部道路課

なお、各作業のスケジュールについては以下を予定している

- (1) システム導入：契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで
- (2) システム運用：令和7年3月1日から令和12年3月31日まで

※運用に係る試験期間を令和7年3月1日から令和7年3月31日まで見込むものとする。

第23条（契約期間終了後のデータの取扱い）

発注者と協議の上、次期システムの構築事業者に対して、データ移行支援等必要な支援作業を行い、業務及びシステムの円滑な移行に寄与することとする。

また、データ移行に当たっては、次期システムにデータを移行できるように、移行に必要な全てのデータを出力すること。

第3章 新規データ作成

第24条（新規データ作成）

新規データ作成は、下記の「新規データ作成（電子化・ファイリング）一覧」に示す新規データをシステムに搭載可能データとして作成するものとする。

入力に当たり背景図は、都市計画基本図（1/2500）を使用すること。

なお、各種新規データについて窓口システム及び公開型GISに搭載し公開するかの判断は、発注者と受注者にて協議の上、決定するものとする。

新規データ作成（電子化・ファイリング）

種別・数量	作業方法
境界確定図ファイリング：8,000件	確定資料スキャニング、位置入力（ライン）
水路境界確定図ファイリング：370件	確定資料スキャニング、位置入力（ライン）
工事箇所図ファイリング：50件程度	案内図より位置入力（面） R1～R6年度工事資料50件（PDFあり）
道路用地寄付箇所図ファイリング（住宅地図）： 位置入力800箇所程度、ファイリング200箇所程度	位置入力（ライン） R4年度～寄付資料200件（PDFあり）
舗装構成図（A0）：72路線	位置入力（面）
水路管理図（A0）：350件	位置入力（面）
道路占用箇所（住宅地図）： 516件（R5年度）＋令和6年度（9月末時点）	位置入力（面・ライン・ポイント）
道路掘削規制箇所（住宅地図）： 520件（R4・5年度）＋令和6年度（9月末時点）	位置入力（面・規制年月日）
一般下水道管網図（住宅地図）：3,900件	位置入力（ライン）管径
境界図郭図（A0：1/500）135面 （旧道路台帳平面図）	スキャニング

海老名市境界確定図（A0：1/500）18面	スキャニング
相模原市境界確定図（A0：1/500）7面	スキャニング
相模が丘境界確定図（A3,B5）：220件	スキャニング 1件につき2～3枚
街区基準点（すべて補助点）：1836点	位置入力（ライン・ポイント）
点の記（街区のみ）：紙・PDF 1836点分	スキャニングまたはPDFの移行

(1) 境界確定図、水路境界確定図、工事箇所図、相模が丘境界確定図、道路台帳附図

発注者が貸与する紙資料をスキャニングしPDFデータを作成するものとともに道路台帳附図に位置データを入力しファイリングを行うものとする。

また、窓口システムや公開型GISで公開する境界確定図と水路境界確定図のPDFデータについては個人情報に対しマスキングを行うものとする。マスキングを行う箇所については発注者と協議の上、決定するものとする。

(2) 舗装構成図、水路管理図、道路掘削規制箇所、一般下水道管網図、道路占用箇所、道路用地寄付箇所図、街区基準点

発注者が貸与する住宅地図や案内図の紙資料を基に電子化を行い搭載可能なデータを作成するものとする。

(3) 境界図郭図、海老名市・相模原市境界確定、点の記（街区のみ）

発注者が貸与する紙資料をスキャニングしPDFデータを作成するものとともに道路台帳附図に位置データを入力しファイリングを行うものとする。

第4章 既存システムデータ精査・変換・その他搭載データ変換

第25条（既存システムデータ精査・変換）

既存システムデータ精査・変換は、発注者が貸与する既存システムに搭載されている以下の各データのレイヤ構成、属性項目等の詳細内容を十分精査した上で加工・調整を行い搭載可能データとして編集・変換するものとする。

なお、新規に作成するデータ同様に窓口システムおよび公開型GISに搭載し公開するかの判断については、発注者と受注者にて協議の上、決定するものとする。

- (1) 境界点
- (2) 基準点
- (3) 街区基準点
- (4) 認定路線網図
- (5) 道路台帳附図（現況平面図・台帳図）
- (6) 照明灯・カーブミラー
- (7) 苦情箇所
- (8) 旧認定路線網図

第26条（その他搭載データ変換）

その他搭載データ変換は、以下の各データを搭載可能データとして編集・変換するものとする。

なお、住宅地図データについては、Zmap-TOWN II（5ヶ年使用ライセンス、20ライセンス）を調達し、システムに搭載すること。

- (1) 都市計画基本図（2500DM）
- (2) 地番図データ
- (3) 航空写真データ
- (4) 住宅地図データ
- (5) その他

第27条（既存システムデータ修正プラン）

既存データをシステムに搭載するにあたり、既存データの整合性について見直しを行う。

見直しを行うデータは下記の通りとする。

(1) 基準点

既存データと発注者保有の成果資料等を確認し、データの座標値等に問題が無いかを確認する。もし問題が確認された場合は、問題となっている事項および問題解消に向けた修正プランを検討の上、報告書としてとりまとめ発注者へ提出する。

(2) 道路境界（点、位置図）

既存データと発注者保有の成果資料等を確認し、データの座標値等に問題が無いかを確認する。もし問題が確認された場合は、問題となっている事項および問題解消に向けた修正プランを検討の上、報告書としてとりまとめ発注者へ提出する。

第5章 道路台帳調書データ作成

第28条（調書要素データ作成）

第28条で編集・変換する道路台帳附図（現況平面図・台帳図）データを基に調書作成に必要な以下の調書要素データを作成するものとする。

- (1) 道路中心線
- (2) 区間線
- (3) 区間番号
- (4) その他、発注者の指示する事項

第29条（調書データ作成）

前条まで作成した各データを基に、座間市の道路管理、道路法に規定の調書、上位機関への報告数値、地方交付税道路橋りょう費算定に必要な以下の道路情報を区間単位で取得の上、調書データを作成するものとする。

また、調書データの幅員、延長、面積等の数値は、図面の表記内容と一致するものとし、適正な報告数値となるように作成するものとする。

- (1) 道路を識別する情報
- (2) 道路の幅員構成に関する情報

- (3) 路面の舗装に関する情報
- (4) 路上構造物に関する情報
- (5) 排水施設に関する情報
- (6) 道路施設に関する情報
- (7) 道路の延長と面積に関する情報
- (8) その他、道路の状況と制限に関する情報

第30条 (道路台帳各種調書の作成)

前条で作成した調書データを基に、以下の道路台帳各種調書を作成するものとする。第6章で導入する道路GISに搭載可能なデータ形式で作成するものとする。

- (1) 道路法に準拠した調書
 - ・道路台帳
 - ・実延長調書
 - ・橋調書
 - ・トンネル調書
 - ・鉄道等との交差調書
- (2) 国土交通省(道路施設現況調査)による調書
 - ・道路現況(総括)台帳 (第1号様式)
 - ・道路現況(独立専用自歩道)台帳 (第2号様式)
 - ・道路現況(部分自歩道)台帳 (第3号様式)
 - ・橋梁現況台帳 (第5-1、5-2号様式)
 - ・トンネル現況台帳 (第6号様式)
 - ・踏切道現況台帳 (第7号様式)
- (3) 地方交付税に関する省令に準拠した調書
 - ・地方交付税(道路橋梁費)算定基礎資料
 - ・道路及び橋梁数値の年間増減リスト
- (4) その他管理用調書
 - ・認定路線調書
 - ・実延長面積調書集計表
 - ・道路現況調書
 - ・部分自歩道調書
 - ・公共施設状況調査

第31条 (新旧調書数値の確認)

既存の道路台帳と本業務で作成した道路台帳調書の延長、面積等を照合し著しく乖離するものはリストを作成し発注者に報告するものとする。

第6章 道路 GIS 及び公開型 GIS、窓口システムの構築

第32条 (システム基本方針)

受注者は以下に示すシステム基本方針に則ったシステムを構築すること。

- (1) わかりやすい画面構成やインターフェース、優れた操作性、ストレスのない動作速度により、誰もが容易に活用できるシステム
- (2) 操作研修等のサポート、適切なシステム保守により、長期的（5年以上）に使用できるシステム
- (3) システムのアクセス制限機能等により、高い情報セキュリティレベルを維持した状態で利用可能なシステム

第33条 (道路 GIS 基本要件)

受注者は、前述のシステム基本方針を踏まえ、以下の要件を満たす道路 GIS を構築すること。

項目	内容
配信方式	<p>次の①または②とする。</p> <p>① オンプレミス方式により、庁内サーバ室等と庁内ネットワークを接続し、職員端末で利用可能な仕組みとすること。</p> <p>② LGWAN-ASP 方式とし、発注者が提供するレイヤ等の地図情報を受注者が保有する LGWAN データセンターより配信し、職員端末のブラウザ又は市基準に適合し導入可能なアプリから利用可能な仕組みとすること。</p>
システム要件	<p>利用状況及びIT情勢の環境変化に応じて、新たなWindows OSやブラウザへの対応を追加費用なしで逐次実施し、少なくともシステムの構築完了から5年以上は最適な状況で利用できるサービスを提供すること。バージョンアップ等を行う際は、発注者の利用環境には影響を及ぼさず最適な状態を保つことができること。</p> <p>道路に関連し地図情報を利用するあらゆる業務において、地図情報の登録や検索等を行えるものであるとともに、利用するユーザに制限を設ける等の利用権限の管理をしたうえで適切に各部署との情報共有が可能であること。</p> <p>専門的な知識や経験のない職員が利用する場合においても、スムーズに業務遂行できるわかりやすい操作性・画面構成を備えており、ストレスなく利用できる動作速度を有すること。</p> <p>将来的な業務量の増大や機能拡大に備え、ストレージの増強など柔軟に対応可能であること。</p> <p>レイヤ及びマップは構築後も技術的に無制限で追加可能であること。</p> <p>ユーザ又は係単位でレイヤや属性情報等に関してデータの閲覧、更新、印刷、出力等の権限設定を行えること。</p> <p>ログインやレイヤの作成、編集、印刷等の操作ログはユーザ単位で取得できる構成となっていること。また、これは1年間以上保管すること。</p> <p>測地系や座標系、縮尺が異なる搭載データについても重ね合わせ等による活用が行えるよう設定可能なこと。</p> <p>同時接続数は以下のとおりとし、システムの推奨環境下において、最大同時接続数での負荷が高い運用下でも、オンライン処理における検索や操作に係る応答に遅れが生じないシステムとすること。</p> <p>・道路 GIS : 20 ライセンス</p>

	・住宅地図：20ライセンス
システム 基本機能	「(別紙) 機能要件一覧」のとおりとする。 座間市統合型GISへ出力できる形式を整えること 所管課：デジタル推進課
動作環境	一般的なパソコン等が有する基本的な機能のみで動作が可能であるものとし、利用に際し、端末機にプログラムのインストールが必要な場合は、必要な作業を本業務において原則、受注者が行うものとする。また、サービス提供開始後も同様とする。また、職員端末の後継バージョンにも追加費用や追加作業が発生せずに対応できること。
データ管理	受注者の過失による障害によりデータを消失した場合、直近のバックアップデータでリストアが可能であること。 アクセスログ等の各種ログを1年以上保管すること。
セキュリティ	データの正当性を担保するため任意のユーザ認証とユーザの操作権限設定の仕組みを有すること。 ログインユーザにより、データの閲覧に制限ができること。 ログ等からシステムにアクセスした職員を特定できること。

第34条（公開型 GIS 基本要件）

受注者は、上記のシステム基本方針を踏まえ、以下の要件を満たす公開型 GIS を構築すること。

項目	内容
配信方式	ASP方式とすること。
システム 要件	利用状況及びIT情勢の環境変化に応じて、新たなWindows OSやブラウザへの対応を追加費用なしで逐次実施し、少なくともシステムの構築完了から5年以上は最適な状況で利用できるサービスを提供すること。バージョンアップ等を行う際は、発注者の利用環境には影響を及ぼさず最適な状態を保つことができること。 一般利用者がパソコンやスマートフォン、タブレット等により、容易な操作で地図情報を取得できること。WEBブラウザのみで利用できることとし、事前に特別なアプリケーションのインストールを必要としないこと。 同時利用者数・同時接続者数に制限がないこと。また、大量のアクセス数に対しても利用者がスムーズに利用できるよう対策を講じること。 レイヤ及びマップは構築後も技術的に適宜追加可能であること。 地図情報の公開に当たっては、地図情報の所管部署にて公開を承認したもののみを公開可能とする設定が可能なこと。 背景地図は、航空写真、地形図、民間地図等に対応し、発注者が公開するレイヤと重ね合わせて表示可能とすること。 住所、施設名称等をキーワード入力により検索が可能なこと。 発注者のホームページからスムーズにリンクするアドレス等を設定すること。
システム 基本機能	「(別紙) 機能要件一覧」のとおりとする。
動作環境	以下の動作環境で作動すること。 ・パソコン a. OS Windows1、MacOS 10.13以降で利用可能であること。 また、今後公開される新しいバージョンにおいて、追加費用なしで利用可能であること。 b. ブラウザ Mozilla FireFox、Safari、Google、Chrome、Microsoft Edge、等の主要ブラウ

ブラウザでの利用が可能であること。

・スマートフォン・タブレット

国内の通信会社より発売された機種が標準装備しているブラウザで動作すること。なお、OS については、契約時において最新のもの、若しくは動作が快適に行えるバージョンであること。

第35条（データセンター基本要件）

(1) サービス提供を行うシステムについて、外部データセンターを利用する場合は、以下の要件を満たすこと。

① 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の認定を受けていること。

② データセンターとして、地方公共団体関連のシステム運用実績を有すること。

(2) サービス提供を行うデータセンターは、以下の要件を満たすものとする。

① 耐震性能

ア 建物はビルの耐震基準（関連法規）を満たし、大地震でも致命的な被害を受けない耐震性能を有すること。

② 耐火性能

ア 現行の建築基準法に規定する耐火性を確保し、火災検知・通報システムを備えていること。

③ 避雷対策

ア 雷の直撃に備えて避雷対策を実施していること。

④ 電源性能

ア 無停電電源装置を備えていること。

イ 自家発電装置が起動するまでの間もサーバ機器等へ安定した電源供給を行い、障害時等における電源が確保されていること。

ウ 1 系統の電力ダウンによる影響を受けないよう、電力会社から複数の系統で受電していること。

⑤ セキュリティ性能

ア サーバ室への入退室記録を取っており、その入退室記録を 2 年以上保存していること。

イ 個人認証システムを備えていること。

第36条（データセンター監視要件）

(1) サービス提供を行うデータセンターは、以下のシステム監視要件を満たしているものとする。

① 監視時間

ア 24 時間 365 日監視を実施すること。

② 死活監視及び障害監視

ア 監視システムを利用して、提供システムの稼働状況を監視すること。

イ 稼働状況の異常を検知した場合には、受託者へ向けてメール送信が行われ、速やかに対応をとること。

③ 性能監視

ア 監視システムを利用し、サーバに関わる CPU、メモリ、ハードディスクの利用状況等を監視すること。

イ 稼動状況の異常を検知した場合には、受託者へ向けてメール送信が行われ、速やかに対応をとること。

第37条（窓口システム）

受注者は、上記のシステム基本方針を踏まえ、以下の要件を満たす窓口システムを構築すること。

項目	内容
配信方式	スタンドアロン方式またはASP方式
システム要件	市職員の手を介さず、各種図面等の必要な情報を来庁者が操作により取得できるものとする。
	端末を2台設置し、公開型GISと同様に、マップを切替えて閲覧することを可能とし、窓口システムとして機能することが可能なこと。
	検索フローや画面設計については、発注者の要望に柔軟に対応できること。
	任意の場所での印刷が可能で、用紙サイズは複数選択できること。 窓口端末からの操作で印刷が可能な機能を有する事。（領収書発行含む）
ハードウェア	調達するハードウェアは、第41条（システム機器調達）によるものとする。
システム基本機能	「(別紙) 機能要件一覧」のとおりとする。

第38条（システム機器調達）

本業務において使用するシステム機器及び調達要件は以下のとおりである。

機器	構成	スペック	数量
窓口用 PC	型	デスクトップ型 PC	2
	CPU	Intel Core i7 同等以上	
	記憶域容量	500GB 以上	
	メモリ	8GB 以上	
	ディスプレイ	23 型モニター	
	OS	Windows 10 Pro 64bit	
	保守サポート	翌営業日オンサイト保守（5年間）	
課内で使用する職員使用モニター要件	調達台数		20
	仕様	LED バックライト付液晶モニター/アクティブマトリックス方式 TFT	
	画面サイズ	24 インチ相当	
	実効解像度	フル HD（1080p）1920×1080@60Hz 相当	
窓口で使用するプリンタ	調達台数		1
	仕様	LED アレイ + 乾式 1 成分電子写真方式、両面印刷	
	プリント速度	35 枚/分（A4）、20 枚/分（A3）相当	

	解像度	1,200×1,200dpi/600×2,400dpi 相当 600×600dpi	
	階調	各色 256 階調、1,670 万色 相当	
課内で使用するプリンタ	調達台数		1
	仕様	LED アレイ+乾式 1 成分電子写真方式、両面印刷、スキャン機能	
	プリント速度	35 枚/分 (A4)、20 枚/分 (A3) 相当	
	解像度	1,200×1,200dpi/600×2,400dpi 相当 600×600dpi	
	階調	各色 256 階調、1,670 万色 相当	
課金機	機能	使用可能硬貨：10 円、50 円、100 円、500 円、1,000 円紙幣/領収書発行	2
サーバ機能要件	調達台数	タワー型もしくはラックマウント型	1
	OS	Windows Server 2019 Standard 以上	
	CPU	Xeon プロセッサ (2.4GHz/6 コア/12MB) 以上	
	メモリ	8GB 以上	
	HDD	1.2TB 以上×2 台 10krpm 以上 自己暗号化 SAS ホットプラグ対応	
	周辺機器	UPS (APC-1500 相当以上)、モニタ、外付け HDD 等の運用に必要な機器 1 式	
	オフィスソフト	Microsoft Office Personal 2019 以上	
	タワー型サーバサイズ	横幅 20 cm 以内、高さ 50 cm 以内、奥行 70 cm 以内	
	ラックマウント型サーバサイズ	5 ユニット以内、電力容量 15A 程度	
その他	LAN ケーブル等		1

第39条 (システム環境設定等)

(1) システム環境設定

受注者は、受注者作業場所においてシステム環境を構築する。構築する内容は以下のとおりとし、環境設定内容については報告書として取りまとめ、納品するものとする。

システム	構築内容
道路GIS	①レイヤ設定 ②ユーザグループ設定 ③図形レイヤ・属性テーブル権限設定 ④属性編集フォーム設定 (オープンデータ推奨フォーム含む) ⑤データベース設定
公開型GIS	①公開用及びTOPページデザイン ②公開用コンテンツ・テーマ ③レイヤ設定
窓口システム	①窓口システムTOPページデザイン ②公開用コンテンツ・テーマ ③レイヤ設定 ④印刷機能の設定

(2) データ搭載及びレイヤマップ調整

発注者が貸与または受注者が作成する地図データを道路 GIS、公開型 GIS 及び窓口システムに搭載する。対象データは別紙記載のレイヤを想定し、データの破損、改変等が一切起こらないよう、細心の注意のもとに作業を実施する。

(3) 動作検証・稼働確認

テスト環境へ設定作業が完了した段階で、品質検査を実施し、検査の合格をもってデータセンターへの本運用環境への移行を実施する。本運用環境への移行後、発注者のネットワーク環境下においてシステムが正常に動作することを確認し、稼働判定を行う。

なお、システムの動作に不具合が発生した場合は、速やかに対処を行うこと。

(4) 窓口システム端末の設定

以下のとおり窓口システム用の端末の設置等を行うものとする。

なお、窓口端末の設置等は、窓口システムの稼働の前日までに行うものとする。

(ア) ハードウェアの搬入および指定場所への据付け

(電源工事、ネットワーク工事は含まない。)

(イ) オペレーティングシステムおよびプリンタドライバ等のインストール等

(ウ) 窓口システム動作環境設定

第7章 システム保守

第40条 (システム保守)

ソフトウェアの安定稼働を実現するため、以下を標準として障害発生時の緊急対応や利用継続のための運用サポートを実施する。また、定期的な点検及び確認を実施するなど、システム障害によるサービス低下や業務停止を未然に防ぐ対策を講じること。

項目	内容	設定値
システム保守	ハードウェア及びシステム全般の安定稼働を目的とした保守業務	適宜
	ソフトウェアの不具合対応及びセキュリティに関するパッチの適用等の速やかな実施	適宜
	障害受付復旧対応	適宜
	サーバ OS を含むシステム全般において、改修の必要が生じた場合（脆弱性の発見等）の迅速な対応	適宜
	データのバックアップ	SLAに定める
	データが消失した場合の速やかな復旧可能体制の提供	適宜
運用サポート	職員の問合せを一元的に受け付ける専用の問合せ窓口（ヘルプデスク）を設置する。	a. 営業時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ただし、別途定める休業日および年末年始（12月29日～1月4日）を除く b. 営業時間外の対応：

			翌営業日内に対応
データ更新	道路 GIS	搭載するデータ	年 1 回
	公開型 GIS	搭載するデータ	年 1 回
	窓口システム	搭載するデータ	年 1 回

第41条（操作マニュアル作成）

受注者はシステムの利用方法を示した操作マニュアルを整備するものとする。整備する操作マニュアルは、下表のとおりとする。

項目	利用者	内容
道路 GIS/窓口システム操作マニュアル	職員向け	システムの利用方法を、初心者でも理解しやすいよう機能説明をわかりやすく記述し、機能毎に操作の手順を明確に記述すること。
公開型 GIS 操作マニュアル	職員/市民向け	
システム管理者マニュアル	システム管理者向け	システムに関して、システム管理者が行うべき作業（ユーザ登録・変更・削除、権限設定、レイヤ追加、属性登録、操作ログ取得・閲覧など）の定義及び運用ツールなどの操作方法について記述すること。 障害発生時における必要な対処措置などについても、専門的な知識がなくても理解できるように、分かりやすく記述すること。

第42条（操作研修の実施）

受注者は、本稼働開始前までに道路 GIS、公開型 GIS 及び窓口システムを管理運用するうえで必要となる操作やデータ更新方法等について、必要な研修を実施する。

上記の研修について受注者は業務期間中に 1 回実施するものとし、人数、時間の詳細は発注者と協議の上、決定するものとする。システム稼働後は、受注者は年に 1 回（実施時期については発注者が決定するものとする）、新規利用者など一般職員向けの操作研修を実施するものとする。研修の実施にあたり、研修用サイト及びマニュアル等は受注者で用意するものとし、遅くとも研修日 1 週間前に発注者に研修で使用する資料を送付すること。

第 8 章 成果品

第43条

本業務の提出物及び成果品は以下とし、発注者の指示する場所へ納入する。業務に係る各全ての電子データは外付け HDD に格納し、納品するものとする。

(1) 新規データ

- ・境界確定図データ（確定資料 PDF も含む） 1 式
- ・水路境界確定図データ（確定資料 PDF も含む） 1 式
- ・工事箇所図データ（工事資料の PDF 含む） 1 式
- ・道路用地寄付箇所図（データ寄付資料 PDF も含む） 1 式

・舗装構成図データ	1 式
・水路管理図データ	1 式
・道路占用箇所データ	1 式
・道路掘削規制箇所データ	1 式
・境界図郭図データ	1 式
・海老名市境界確定図データ	1 式
・相模原境界確定図データ	1 式
(2) 既存システムデータ	
・境界点データ	1 式
・基準点データ	1 式
・街区基準点データ	1 式
・認定路線網図データ	1 式
・道路台帳附図（現況平面図・台帳図）データ	1 式
・照明灯・カーブミラー箇所データ	1 式
・苦情箇所データ	1 式
・旧認定路線網図データ	1 式
(3) その他搭載データ	
・都市計画基本図データ	1 式
・地番図データ	1 式
・航空写真データ	1 式
・住宅地図（Zmap-TOWN II）	1 式
(4) 道路 GIS	1 式
(5) 公開型 GIS	1 式
(6) 窓口システム	1 式
(7) 窓口用 PC	2 台
(8) プリンター	2 台
(9) 課金機	2 台
(10) 道路台帳調書	1 式
(11) システム操作研修マニュアル（電子媒体含む）	1 冊
(12) システム運用管理者向けマニュアル（電子媒体含む）	1 冊
(13) システム搭載データ概要及び報告書	1 式
(14) 打合せ協議記録簿	1 式
(15) その他	

以上